

子育てしやすいまちにみんなで暮らす。

小牧市 三世代同居・近居住宅支援事業



最大60万円
の補助!

※三世代同居住宅支援補助金の場合

この制度は、将来にわたって、活気あふれる住みよいまちづくりにつなげることを目的とした制度です。
子育て世帯が親の住む小牧市内に、新たに三世代で同居もしくは近居するため住宅の新築、購入またはリフォームなどを行った経費に対して補助をします。

—— 親の近くで、安心できる子育てを
孫の成長を見ながらいきいきとした老後を ——

子育てしやすいまちで、同居・近居を考えている方はぜひこの制度をご利用ください。

三世代 同居住宅支援補助金

最大60万円まで ※対象となる経費の1/2

三世代 近居住宅支援補助金

最大20万円まで ※対象となる経費 全額

申請期間は、三世代同居・近居を開始した日(住所を移した日)から起算して1年以内です。

三世代同居とは？

三世代同居とは、親世帯と子世帯が同一敷地内に現住※することをいいます。また、「同一敷地」とは一団の土地だけでなく隣接する土地も含まれます。ただし、分譲マンションなどについては同一棟に限ります。

対象となる住宅は、一戸建ての住宅、分譲マンションなどです。それぞれ新築、中古は問いませんが、賃貸は対象外となります。

対象となる工事は、一戸建て住宅などの新築、増築、改築、購入、リフォームです。

三世代近居とは？

三世代近居とは、市外に居住する子世帯が市内に転入し、親世帯と子世帯が市内にそれぞれ現住※することをいいます。(三世代同居を除く)

対象となる住宅は、一戸建ての住宅、分譲マンションなどです。それぞれ新築、中古は問いませんが、賃貸は対象外となります。

対象となる工事は、一戸建て住宅などの新築、増築、改築、購入です。(リフォームは含まれません)

※「現住」…現に市内に住所を有し、かつ、本市に住民票が作成されていることをいう。

申請条件、必要書類等は裏面をご覧ください！



キミと一緒に、育っていききたい。
Komaki

申請共通条件

- 親世帯（祖父母も可）が小牧市内に1年以上継続して現住している
- 子世帯が義務教育修了前の子ども（出産予定を含む）と同居している
- 親世帯・子世帯の全員が市町村税を完納している
- 親世帯・子世帯が生活保護法に基づく扶助を受けていない
- 親世帯・子世帯の全員が暴力団員でない
- 子（配偶者含む）又は親が所有する住宅である
- 工事・購入の当初契約日が平成28年4月1日以後である
- 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅などである
- 過去に親世帯・子世帯の全員、及び補助対象住宅が三世帯同居・三世帯近居補助金の交付を受けたことがない



三世帯同居個別条件

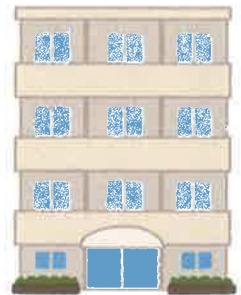
- 子世帯の全員が三世帯同居を開始した日前1年間、親世帯と同一敷地内に居住していない
- 新たに三世帯同居するため新築、増築、改築、購入又はリフォームした住宅などである

三世帯近居個別条件

- 継続して1年以上市外に居住する子世帯が三世帯近居に伴い、市内に転入している
- 新たに三世帯近居するため新築、増築、改築又は購入した住宅などである

必要書類

- 補助金交付申請書（窓口若しくは市のホームページより）
 - 戸籍全部事項証明書
 - 親子健康手帳等の写し（義務教育修了前の子どもが胎児のみである場合）
 - 親世帯及び子世帯全員の住民票
 - 子世帯の戸籍の附票（過去1年間の住所地が分かるもの）
 - 親世帯及び子世帯全員の市町村税の納税証明書又は非課税証明書（完納を証する書類）
 - 補助対象建物の全部事項証明書（建物謄本）
 - 補助対象建物の工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - 補助対象経費の内訳が分かる書類等（工事の見積書等）
 - 補助対象建物の図面等
 - 補助対象建物の建築確認済証及び検査済証の写し
 - 住宅等のリフォームの場合は、工事請負契約書の写し、請求書及び領収書の写し並びにリフォームを行った部分の状態が確認できる写真
- ※条件によって必要書類が異なる場合がありますので、事前に確認してください。なお、工事請負契約書、売買契約書、親子健康手帳は原本の確認をさせていただきますので、申請時にそれぞれの原本をお持ちください。



※申請期間は、三世帯同居・近居を開始した日(住所を移した日)から起算して1年以内です。

その他、手続きの流れ等についてホームページにも詳しく紹介していますのでご覧ください！

小牧市ホームページ



お問い合わせ先

都市政策部 都市計画課 居住推進係（東庁舎2階） 電話：0568-39-6534